6　開発途上締約国に対しては、緩和のための支援と適応のための支援との間の均衡を達成することを目指し、この条の規定の実施（技術の周期の種々の段階における技術開発及び技術移転に関する協力的な行動の強化を含む。）のための支援（資金上の支援を含む。）を提供する。第十四条に規定する世界全体としての実施状況の検討においては、開発途上締約国に対する技術開発及び技術移転のための支援に関する努力についての入手可能な情報を考慮する。

第十一条

1　この協定に基づく能力の開発については、気候変動に対処するための効果的な行動（特に適応及び緩和に関する行動を実施するためのものを含む。）をとるため、開発途上締約国、特に最も能力に制約がある国（例えば、後発開発途上国）及び気候変動の悪影響を著しく受けやすい国（例えば、開発途上にある島嶼国）の能力を向上させるものとすべきであり、並びに技術開発、技術の普及及び導入、気候に関する資金を利用する機会、教育、訓練及び啓発における関連の側面並びに透明性のある方法による適時のかつ正確な情報の通報を容易にするものとすべきである。

2　能力の開発については、各国主導であり、各締約国のニーズに基づきかつ対応し、及び締約国、特に開発途上締約国の当事者意識（国、地方及び地区の段階におけるものを含む。）を育成するものとすべきである。能力の開発については、得られた教訓（条約に基づく能力の開発に関する活動から得られたものを含む。）を指針とすべきであり、並びに効果的及び反復的な過程であって、参加型及び横断的であり、並びにジェンダーに配慮したものとすべきである。

3　全ての締約国は、この協定を実施するための開発途上締約国の能力を向上させるために協力すべきである。先進締約国は、開発途上締約国における能力の開発に関する行動に対する支援を強化すべきである。

4　この協定を実施するための開発途上締約国の能力の向上（地域的な取組並びに二国間及び多数国間の取組によるものを含む。）に取り組む全ての締約国は、その取組における能力の開発に関する行動又は措置について定期的に通報する。開発途上締約国は、この協定を実施するための能力の開発に関する計画、政策、行動又は措置の実施に関する進捗状況を定期的に通報すべきである。

5　能力の開発に関する活動は、この協定の実施を支援するための適当な制度的な措置（条約に基づいて設けられた適当な制度的な措置であって、この協定のためにその役割を果たすものを含む。）により促進する。この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において、能力の開発のための最初の制度的な措置に関する決定について検討し、採択する。

第十二条

締約国は、気候変動に関する教育、訓練、啓発、公衆の参加及び情報の公開を強化するための措置のこの協定に基づく行動の強化における重要性を認識しつつ、適当な場合には、当該措置をとることについて協力する。

第十三条

1　相互の信用及び信頼を構築し、並びに効果的な実施を促進するため、この協定により、行動及び支援に関する強化された透明性の枠組みであって、締約国の異なる能力を考慮し、及び全体としての経験に立脚した内在的な柔軟性を備えるものを設定する。

2　透明性の枠組みにおいては、開発途上締約国が自国の能力に照らしてこの条の規定の実施について柔軟性を必要とする場合には、当該開発途上締約国に対し、当該柔軟性を与える。13に規定する方法、手続及び指針には、当該柔軟性を反映する。

3　透明性の枠組みについては、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国の特別な事情についての認識の下で、条約に基づく透明性に関する措置に立脚し、及び当該措置を強化するものとし、各締約国の主権を尊重しつつ、促進的であり、干渉的でない、及び懲罰的でない方法で実施し、並びに締約国に対して過度の負担を生じさせることを回避する。

4　条約に基づく透明性に関する措置（各締約国による自国の情報、二年ごとの報告書及び二年ごとに更新される報告書、国際的な評価及び検討並びに国際的な協議及び分析を含む。）は、13の規定に基づく方法、手続及び指針を作成するために活用する経験の一部を構成する。

5　行動に関する透明性の枠組みの目的は、次条の規定に基づく世界全体としての実施状況の検討に情報を提供するため、条約第二条に規定する条約の目的に照らして、気候変動に対処するための行動についての明確な理解（締約国による第四条の規定に基づく個別の国が決定する貢献及び締約国による第七条の規定に基づく適応に関する行動（良い事例、優先事項、ニーズ及び隔たりを含む。）の達成に向けての明確性の確保及び進捗状況の追跡を含む。）を提供することである。

6　支援に関する透明性の枠組みの目的は、次条の規定に基づく世界全体としての実施状況の検討に情報を提供するため、第四条、第七条及び第九条から第十一条までの規定に基づく気候変動に対処するための行動の文脈において個別の関連の締約国によって提供され、及び受領される支援について明確性を与え、並びに可能な範囲で、提供された資金上の支援の合計について十分な概要を提供することである。

7　各締約国は、定期的に次の情報を提供する。

(a)　温室効果ガスの人為的な発生源による排出及び吸収源による除去に関する自国の目録に係る報告書であって、気候変動に関する政府間パネルが受諾し、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が合意する良い事例に基づく方法を用いて作成されたもの

(b)　第四条の規定に基づく国が決定する貢献の実施及び達成における進捗状況を追跡するために必要な情報

8　各締約国は、更に、適当な場合には、第七条の規定に基づく気候変動の影響及び適応に関する情報を提供すべきである。

9　先進締約国は、第九条から第十一条までの規定に基づいて開発途上締約国に提供される資金上の支援、技術移転に関する支援及び能力の開発に関する支援についての情報を提供する。また、支援を提供する他の締約国は、当該情報を提供すべきである。

10　開発途上締約国は、資金上の支援、技術移転に関する支援及び能力の開発に関する支援であって、第九条から第十一条までの規定に基づいて必要とし、及び受領したものについての情報を提供すべきである。

11　各締約国が7及び9の規定に基づいて提供する情報は、締約国会議第二十一回会合における決定第一号（第二十一回会合）に従い技術専門家による検討を受ける。能力の開発に関するニーズを特定するための支援を開発途上締約国が自国の能力に照らして必要とする場合には、当該検討の過程には、当該支援を含む。さらに、各締約国は、第九条の規定に基づく努力並びに国が決定する貢献の実施及び達成に関する進捗状況についての促進的な多数国間の検討に参加する。